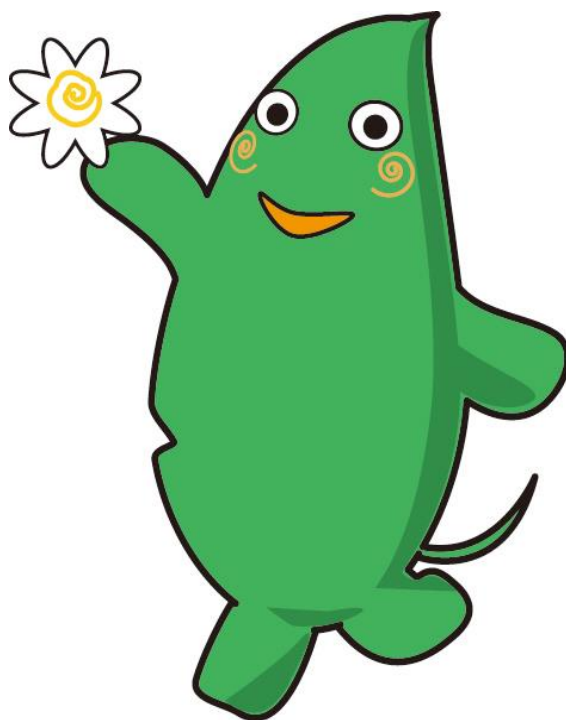


せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

せいかつ ほ ご そうだん かた じゅきゅうちゅう かた
(生活保護ご相談の方・受給中の方へ)

せいかつ ほ ご う 生活保護を受けるにあたって知っておいていただきたいことや、

ひつよう てつづ か 必要な手続きについて書いてあります。



やまとし
大和市イベントキャラクター ヤマトン

せいかつ ほ ご そうだん しんせいてつづ と あ
生活保護のご相談・申請手続き・お問い合わせ

やまとしほけんふくし べっかん かい せいかつえんごか
<大和市保健福祉センター 別館3階 生活援護課>

やまとしつるま ちょうめ ばん ごう
〒242-8601 大和市鶴間1丁目31番7号

でん わ
電話 046-260-5615~5617

ふあくしみり
FAX 046-260-3835

生活保護とは

生活保護とは、「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と憲法第25条に規定されているとおり、生活に困っている人の『健康で文化的な最低限度の生活』を保障する国の制度です。

だれでも病気になったり、高齢で働けなくなったり、その他の事情で生活費に困ったり、また、いくら努力しても生活が苦しいことがあります。

そのような時、生活保護は、世帯が自立した生活を送れるように援助します。

保護を受けるにあたり

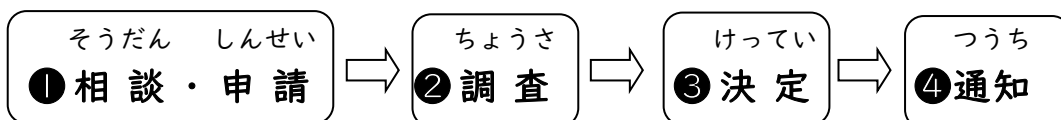
保護に要する経費は、国民の税金でまかなわれています。したがって、保護を受ける前に、もてる能力に応じて最善の努力をする必要があります。

働ける人はその能力に応じて働き、活用できる資産（不動産、自動車、生命保険など）は活用し、年金、保険金、手当、医療など、他の制度で給付を受けることができるものは、すぐに手続きをしてください。

それでも、生活に困窮した場合は、生活援護課にご相談ください。

また、大和市では、生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談窓口を大和市社会福祉協議会（大和市役所第2分庁舎内）に開設していますので、ここで生活保護制度とは別に、就労や各種支援について相談できます。

保護を受けるまでの手続き



① 地区担当員（ケースワーカー）が生活保護制度について、説明とアドバイスをします。

保護申請書類等に必要事項を記入し、生活援護課にて手続きしてください。

② 申請後、地区担当員が、調査のためにご自宅に伺います。

また、関係機関（金融機関等）にも保有資産等の確認のため調査を依頼します。

③ これらの調査に基づき、保護が必要かどうかを判断し決定します。また、必要に応じて、扶養義務者（親・子ども・兄弟姉妹など）に対して、扶養が可能かどうかの照会を行う場合があります（援助可能な親族がいても、生活保護の利用ができないということにはなりません）。

④ 保護が受けられる場合は、「保護開始決定通知」で、保護が受けられない場合は「保護却下通知」でお知らせします。

※申請した日から原則14日以内、遅くとも30日以内に決定し、通知します。

※暴力団員については、保護の要件を満たさないものとして、生活保護を適用できません。

○扶養義務者に対する照会について

扶養義務者に対する照会は、生活保護法上必ず行うものではなく、扶養義務の履行が期待できないと福祉事務所が判断した場合には、照会を行わないことがあります。

扶養義務の履行が期待できないと判断される場合の例として、次のようなものがあります。

- ・生活保護受給者、社会福祉施設入所者、長期入院患者である
- ・主たる生計維持者でない非稼働者である
- ・未成年者、概ね70歳以上の高齢者である
- ・相続をめぐり対立している、縁が切られているなどの著しい関係不良にある、一定期間（例えば10年程度）音信不通で交流が断絶している

扶養義務者からDV（家庭内暴力）や虐待等を受けていた経緯がある場合には照会を行いません。

これらの事実があるときには、事前にご相談をお願いします。

生活保護費について

生活保護を受けることが決定した場合は、決定通知書にあなたが受け取る保護費や支給される日時・場所などが書かれています。

毎月支給される生活保護費は、国の定める基準（保護基準）によって計算された世帯の最低生活費とあなたの世帯の収入とをくらべて、収入の方が少ない場合に、その少ない分を支給します。

国が定める基準により算定した最低生活費 生活・住宅・教育扶助基準額など（加算・一時扶助を含む）	
あなたの世帯の収入認定額 総収入 — （必要経費・勤労控除）	支払われる 生活保護費 （生活費不足分）
※原則、生活保護開始時以降の借金は、収入認定の対象となります。	

生活保護の種類

生活保護は、次の8種類の扶助に分かれます。

- ① 生活扶助（飲食費、衣料費、光熱水費など日常生活に必要な費用）
- ② 教育扶助（義務教育に必要な学用品、給食費などの費用）
- ③ 住宅扶助（家賃、更新料などの住居のために必要な費用）
- ④ 医療扶助（病気やケガの治療に必要な費用、通院移送のための費用
治療材料（めがねなど）を作成するための費用）
- ⑤ 介護扶助（介護サービスに必要な費用）
- ⑥ 出産扶助（出産に必要な費用）※助産制度が利用できない場合のみ
- ⑦ 生業扶助（高校へ就学するための費用、技能修得のために必要な費用）
- ⑧ 葬祭扶助（葬祭に必要な費用）

そのほかに、ひとり親世帯や障がい者がいる世帯には、該当する人数や障害の程度によって定められた加算や小学校入学準備金などの一時扶助が支給されます。

ほごじゅきゅうちゅう けんり 保護受給中の権利

- 正当な理由がなければ、すでに決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- 保護金品に対して、税金がかけられることはありません。
- 保護費として支給された金品、または、それを受ける権利は差し押さえられることはありません。

ほごじゅきゅうちゅう まも 保護受給中に守っていただくこと

- 生活の維持・向上のため、支出を節約し計画的な生活を心掛けてください。
- 働くことのできる人は、その能力に応じた勤労に努めてください。
- 健康の維持・増進に努め、病気で働けない人は、医師の指示にしたがい、一日も早く健康回復に努めてください。
- 年金、手当、医療、雇用保険など、他の法律や制度により給付を受けられる人は、申請して給付を受けてください。
- 生活保護受給中の自動車、バイクの所有・運転は、特別な事情により福祉事務所が認めた場合を除き認められません。他人の所有する自動車やバイクを運転する事も原則認められません。
- 資産（土地、家屋、自動車、オートバイ、生命保険など）については、原則として売却などにより処分することで、最低限度の生活維持のために活用していただきます。ただし、事情により保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。
- 福祉事務所が行う訪問調査には協力し、その他必要な指導や指示に従ってください。

とど げ 出 の 義 務 に つ い て

つぎ ばあい ほごひ へんこう かなら
次のような場合には、保護費などが変更になることがありますので、必ず、
しゅうにゅう むしゅうにゅう しんこくしょ とど て
収入（無収入）申告書の届け出をしてください。

1. 仕事先からの給料、ボーナスをはじめ、傷病手当金、雇用保険（失業保険）、
ろうどうさいがいほしょうきん たいしょくきん う と きんがく
労働災害補償金、退職金などを受け取ったとき、または、受け取る金額が
かわ
変わったとき。（高校生のアルバイト等も含まれます。）

こうこうせい しゅうにゅう 高校生のアルバイト収入について

こうこうせい しゅうにゅう き そこうじょ みせいねんしゃこうじょ てきょう
高校生のアルバイト収入は、「基礎控除」のほかに「未成年者控除」が適用
されます。また、事前に承認された場合には、学校にかかる費用（クラブ活動費、
じぜん しょうにん ばあい がっこう ひょう かつどうひ
修学旅行費、授業料の不足分）や高校卒業後の費用（進学費用や就労にか
しゅうがくりょこうひ じゅぎょうりょう ふそくぶん こうこうそつぎょうご ひょう しんがくひょう しゅうろう
かる費用）等は、アルバイト収入から控除することができます。詳しくは、
ひょう など しゅうにゅう こうじょ くわ
地区担当員にお尋ねください。

2. 年金、手当、仕送りなどを受け取ったとき、または受け取る金額が変わったとき。
3. 臨時の収入があったとき。（例えば、交通事故の示談金、保険金、遺産相続等）
しゅうにゅう ばあい しゅうにゅう しゅるい きんがく しょうてい しゅうにゅう むしゅうにゅう しんこくしょ
※収入があった場合は、収入の種類や金額を所定の「収入（無収入）申告書」
きにゅう しゅうにゅう しょうめい しゅるい きゅうよしょうめいしょ ねんきん つうちしょ
に記入するとともに、その収入を証明する書類（給与証明書、年金の通知書、
にゅうきん じじつ あき しょうめん かなら ていしゅつ
入金された事実が明らかになった書面など）を必ずつけて提出してください。
せいかつほ ご ひ いがい しゅうにゅう ばあい ねん かいじょう しゅうにゅう むしゅうにゅう
※生活保護費以外に収入がない場合にも、年1回以上は「収入（無収入）
しんこくしょ ていしゅつ
申告書」を提出してください。

そ の 他 の とど げ 出 に つ い て

つぎ ばあい とど て ひつよう
次のような場合にも、届け出が必要です。

1. 病気などで病院へ受診するとき。

2. 入院^{にゅういん}や退院^{たいいん}をしたとき、または入院先^{にゅういんさき}を変^{かわ}るとき。
3. 住む場所^{すむばしょ}が変^{かわ}るとき。
4. 家賃^{やちん}、地代^{ちだい}が変^{かわ}ったとき。
5. 仕事^{しごと}を始^{はじ}めたとき。または、仕事^{しごと}を変^{かわ}ったり、やめたりするとき。
6. 会社^{かいしゃ}の健康保険証^{けんこうほけんしょう}が使えるようになったとき。または、使えなくなったとき。
7. 転入^{てんにゅう}、転出^{てんしゅつ}などで世帯員^{せたいいん}が増^ふえたとき。または、減^へったとき。
8. 交通事故^{こうつうじこ}等の他人^{たにん}が関^{かか}わる事故^{じこ}にあったとき。
9. 高校^{こうこう}および専門学校^{せんもんがっこう}に入^{にゅう}学^{がく}したとき。または、中^{ちゅう}途^とで退学^{たいがく}したり、卒業^{そつぎょう}したとき。
10. 長期間^{ちようきかん}（1週間^{しゅうかんいじょう}以上）にわたり、家^{いえ}をあけるととき。
11. 保有資産^{ほゆうしさん}（有^ある無^なしにかかわらず）については、年^{ねん}1回^{かい}以上「資産申告書^{しさんしんこくしょ}」を提出^{ていしゅつ}してください。
12. その他^た、生活^{せいかつ}状況^{じょうきょう}が変^{かわ}ったとき。

その他、知^たっておいていただきたいこと

1. 事実^{じじつ}を偽^{いつわ}ったり隠^{かく}したりして不正^{ふせい}に保護^{ほご}を受けたときは、生活保護法^{せいかつほごほうだい}第78条^{じようもと}に基づき不正^{ふせい}に受^うけた保護費^{ほごひ}を徴収^{ちようしゅう}します。（徴収金^{ちようしゅうきん}については100分の40^{ぶん}を乗^{じよう}じた金額^{きんがく}を上^{じようげん}限^{うわの}に上^あ乗^のせすることがあります）また、悪質^{あくしつ}だと判断^{はんだん}した場合には詐欺罪^{ばあい}等で告^{さぎざいとう}訴^{こくそ}する場合があります。
2. 福祉事務所^{ふくしじむしょ}が保護^{ほご}を適^{てき}用^{よう}するうえで必要^{ひつよう}と認^{みと}めて行^{おこな}う指導^{しどう}・指示^{しじ}に正当^{せいとう}な理由^{りゆう}がなく従^{したが}わない場合は、弁明^{べんめい}の機^き会^{かい}を与^{あた}えたうえで保護^{ほご}の変^{へん}更^{こう}や停^{てい}止^し・廃^{はい}止^しを行^{おこな}うことがあります。
3. 福祉事務所長^{ふくしじむしょちょう}の決^け定^{てい}に不^ふ服^{ふく}があるときは、決^け定^{てい}があつたことを知^しった日^ひの翌^{よく}日^{じつ}から3月^{つき}以^{ない}内^ちに神奈川^{かながわ}県^{けん}知^ち事^じに審^{しん}査^さ請^{せい}求^{きゅう}を行^{おこな}うことができます。



生活保護受給中の減免制度など

生活保護開始後は、市県民税、固定資産税、下水道使用料、し尿処理手数料、国民年金保険料（法定免除）、認可保育所の保育料、県立高校の授業料、NHKテレビ放送受信料などの免除制度があります。免除申請の手続きが必要となります。

また、住宅防音工事により設置したエアコンの使用に伴う電気代の一部補助する制度があります。

※ 生活保護開始にあたって、国民健康保険証は使えなくなりますので、必ず市役所の保険年金課へ保険証をお返してください。

※ 市県民税の納付書が送付されてきた場合には、速やかに市役所の市民税課で減免の手続きを行ってください。手続きが遅れると減免をできないことがあります。

医療機関にかかるとき

病気やケガをした時は、生活保護法で指定した医療機関にかかることができます。受診には「医療券」（保険証の代わりになるもの）が必要ですので、必ず受診前に生活援護課または渋谷分室で手続きをしてください。

また、薬が処方された方は、「調剤券」を生活援護課まで取りにきてください。渋谷分室では、「調剤券」は発行できませんので、ご注意ください。

なお、家族にお勤めしている方がいて、会社が発行した「保険証」を持っている場合は、医療券と併せて、保険証を医療機関に提示してください。



生活保護法（一部抜粋）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

以上、生活保護のあらましについて、説明しましたが、ここに書かれていることやわからないことは、地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。
※地区担当員は、生活保護を利用する方の困っていることへの解決や自立を目指すうえでどうしていけばよいか一緒に考え手助けをする者です。

